様式第７（第22条第１項関係）

認　証　報　告　書

年　　月　　日

殿

住所
報告者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

鉱工業品（鉱工業品の加工技術）の認証を行ったので、産業標準化法第45条第３項（第55条第２項において準用する第45条第３項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　認証契約を締結した期日及び認証番号
２　被認証者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその法人番号及び代表者の氏名
３　認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級
４　鉱工業品又はその加工技術の名称
５　認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地
６　認証に係る鉱工業品の製造又は加工をする工場又は事業場を識別するための表示事項及びその方法
７　認証契約の有効期間
８　産業標準化法第30条第１項又は第31条第１項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法
９　認証を行った鉱工業品の個数又は量並びに当該鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に付されている識別番号又は記号及びその表示の方法
10　認証に係る産業標準化法の根拠条項

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。
２　２の「法人番号」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
３　３は、認証に係る日本産業規格に種類又は等級が規定されている場合に記載すること。
４　６は、認証に係る鉱工業品の製造又は加工が複数の工場又は事業場で行われる場合に記載すること。
５　７は、認証契約に有効期間が定められている場合に記載すること。
６　９は、現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合に記載すること。

様式第８（第22条第４項関係）

認　証　取　消　報　告　書

年　　月　　日

殿

住所
報告者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

認証の全部（一部）を取り消したので、産業標準化法第45条第３項（第55条第２項において準用する第45条第３項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　認証の全部（一部）を取り消した期日及び認証番号
２　取り消した認証に係る被認証者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその法人番号及び代表者の氏名
３　認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級
４　鉱工業品又はその加工技術の名称
５　認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地
６　認証に係る鉱工業品の製造又は加工をする工場又は事業場を識別するための表示事項及びその方法
７　認証を行った鉱工業品の個数又は量並びに当該鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に付されている識別番号又は記号及びその表示の方法
８　認証に係る産業標準化法の根拠条項
９　取り消した理由

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。
２　２の「法人番号」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
３　認証の一部を取り消した場合にあっては、３から８までは、当該取り消した部分に係るものを記載すること。
４　３は、認証に係る日本産業規格に種類又は等級が規定されている場合に記載すること。
５　６は、認証に係る鉱工業品の製造又は加工が複数の工場又は事業場で行われる場合に記載すること。
６　７は、現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合であって、当該認証を取り消した場合に記載すること。

様式第９（第22条第５項関係）

認　証　契　約　終　了　報　告　書

年　　月　　日

殿

住所
報告者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

認証契約が終了したので、産業標準化法第45条第３項（第55条第２項において準用する第45条第３項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　認証契約が終了した期日及び認証番号
２　終了した認証契約に係る被認証者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその法人番号及び代表者の氏名
３　認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級
４　鉱工業品又はその加工技術の名称
５　認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地
６　認証に係る鉱工業品の製造又は加工をする工場又は事業場を識別するための表示事項及びその方法
７　認証に係る産業標準化法の根拠条項
８　終了した理由

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。
２　２の「法人番号」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
３　３は、認証に係る日本産業規格に種類又は等級が規定されている場合に記載すること。
４　６は、認証に係る鉱工業品の製造又は加工が複数の工場又は事業場で行われる場合に記載すること。